### 農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱

平成 27 年 4 月 9 日 26 経営第 3413 号農林水産事務次官依命通知

平成 28 年 4 月 1 日 27 経営第 3296 号

平成 28 年 5 月 31 日 28 経営第 650 号

平成 29 年 3 月 28 日 28 経営第 3097 号

平成 30 年 3 月 28 日 29 経営第 3509 号

平成 30 年 11 月 22 日 30 経営第 1708 号

平成 31 年 3 月 29 日 30 経営第 3048 号

令和 2年3月10日元経営第2908号

最終改正:令和 2年3月31日元経営第3146号

### 第1 目的

この事業は、暴風雨、豪雪等の気象災害その他の突発的に生じた事由により、 農業者等に重大な被害又は農業者等の経営に著しい支障が生じている場合に、当 該農業者等(以下「被災農業者等」という。)の農業経営の早急な立ち直りを支 援し、被災農業者等が経営再建を図るために借り入れる農業近代化資金について、 都道府県農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)の債務保証を受けるた めに必要な保証料の支払負担を軽減するための経費について、国が助成を行うこ とにより、被災農業者等に対する経営再建に必要な資金の円滑な融通を図ること、 及び大規模災害被災農業者等が経営再建を図るために借り入れる農業近代化資 金について、実質無担保無保証人による債務保証が受けられるよう、独立行政法 人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)及び基金協会の財務基盤の強 化等を行うための経費について、国が助成を行うことにより、大規模災害被災農 業者等に対する経営再建に必要な資金の円滑な融通を図ることを目的とする。

# 第2 定義

- 1 この要綱において、「農業近代化資金」とは、農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知)第2の1に規定する農業近代化資金をいう。
- 2 この要綱において、「大規模災害被災農業者等」とは、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第2条第9号に規定する特定大規模災害等若しくは特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条第1項に規定する特定非常災害の被害を受け、又は突発的事由の発生に起因して経営に著しい支障を来し若しくは来すおそれがあり(中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる場合に限る。)経営再建を図るために資金を必要とする農業者等であって、第3の1、第3の2の(2)及び(3)の事業に係るものとして農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たすものをいう。

### 第3 事業の内容

1 農業信用保証保険基盤強化事業交付金の交付事業(大規模災害被災農業者等

支援対策 (実質無担保無保証人事業))

本事業は、基金協会が大規模災害被災農業者等が借り入れる農業近代化資金について、実質無担保無保証人(農業協同組合その他の融資機関からの資金の貸付け及び基金協会の債務保証に際し、融資対象物件以外の担保及び保証人(同一経営内の保証人を除く。)の提供を受けないものをいう。以下同じ。)で債務保証を引き受けることにより、納付金(農業信用保証保険法(昭和 36年11月10日法律第 204号)第 64条第1項の規定により基金協会が信用基金に納付する金銭をいう。)が減少すると見込まれることから、信用基金の財務基盤の強化を行うため、信用基金に対し、農業信用保証保険基盤強化事業交付金を交付するものとする。

### ① 交付金の額

本事業を実施するための交付金の額については、事業実施年度に信用基金と基金協会との間に保険関係が成立した農業近代化資金に係る求償権償却 見込額(ただし、次の算式により得られる額を上限とする。)の7割に相当 する額以内とする。

- (算式)事業実施年度末の保険価額残高(※1)の合計額×推定事故率× (100%-推定回収率)(※2)
- (※1) 事業実施年度末の保険価額残高は、第3の2の(2)の事業を行う 基金協会の保証残高とする。
- (※2) 推定事故率及び推定回収率は農林水産省経営局金融調整課長が別 に定める推定事故率等とする。以下同じ。
- ② 交付金の使途

基金協会が債務保証を引き受けた大規模災害被災農業者等が借り入れた 農業近代化資金に係る求償権償却(代位弁済後 10 年以内のものに限る。) の7割に相当する額を財務基盤の強化に充てるものとする。

- 2 農業信用保証保険基盤強化事業補助金の交付事業
  - (1)被災農業者等支援対策

本事業は、基金協会が、別表に掲げる対象要件を満たす農業近代化資金の債務保証を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者の負担する保証料を保証当初から5年間免除するため、当該免除する保証料に相当する額を補塡するための経費について、当該基金協会に対し国の予算の範囲内で次に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

① 補助金の額

本事業を実施するための補助金の額については、別表に掲げる対象要件 を満たす農業近代化資金について、各基金協会が定める保証料率の区分ご とに、事業実施年度の各月末の保証残高の平均額に当該保証料率を乗じて 得た額の合計額(1円未満は切り捨てる。)とする。

- ② 補助金の使途
  - ①の規定により交付を受けた補助金は、基金協会が本事業を実施する場合において被保証人の保証料負担に相当する額を補塡するための経費に 充てなければならない。
- (2) 大規模災害被災農業者等支援対策 (実質無担保無保証人事業)

本事業は、基金協会が、大規模災害被災農業者等が借り入れる農業近代化資金について、実質無担保無保証人で債務保証を引き受けることにより、求償権償却費用が増加すると見込まれることから、基金協会の財務基盤の強化を行うため、基金協会に対し、農業信用保証保険基盤強化事業補助金を交付するものとする。

### ① 補助金の額

本事業を実施するための補助金の額については、事業実施年度に基金協会が引き受けた農業近代化資金の事業実施年度末における保証残高に係る求償権償却見込額(ただし、次の算式により得られる額を上限とする。)の3割に相当する額以内とする。

(算式)事業実施年度末の保証残高×推定事故率× (100%-推定回収率)

② 補助金の使途

基金協会が債務保証を引き受けた大規模災害被災農業者等が借り入れた農業近代化資金に係る求償権償却(代位弁済後 10 年以内のものに限る。)の3割に相当する額を財務基盤の強化に充てるものとする。

- (3)大規模災害被災農業者等支援対策(実質無担保無保証人保証料軽減事業)本事業は、基金協会が、大規模災害被災農業者等が借り入れる農業近代化資金について、実質無担保無保証人で債務保証を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者の負担する保証料を保証当初15年間軽減するため、農業者等の実質負担である無担保無保証人の場合に適用される保証料を担保又は保証人を徴求する場合に適用される保証料に引き下げるために必要となる保証料差額相当を補助する。
- ① 補助金の額

本事業を実施するための補助金の額については、農業近代化資金の各月末保証残高の平均額に保証契約時の各基金協会が定める無担保無保証人の場合に適用される保証料率と担保又は保証人を徴求する場合に適用される保証料率の差の率を乗じて得た額(1円未満は切り捨てる。)とする。

- ② 補助金の使途
  - ①の規定により交付を受けた補助金は、基金協会が本事業を実施する場合において被保証人の保証料負担に相当する額を補塡するための経費に 充てなければならない。
- ③ (1)の事業との調整
  - (1)の事業の別表に掲げる対象要件の大規模災害被災農業者等に対する(1)の補助金は、本事業の補助金により軽減された後の農業者等が負担する保証料に相当する額について補助金を交付する。

### 第4 事業実施計画の承認

第3の2の事業を行おうとする基金協会は、毎事業年度、事業開始前までに別記様式第1号により事業実施計画書を作成し、地方農政局長(北海道農業信用基金協会にあっては農林水産省経営局長、沖縄県農業信用基金協会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。)に提出し、その承認を受けなければならない。

### 第5 事業の報告

- 1 信用基金は、当該事業が完了するまで毎事業年度、第3の1の規定に基づく 事業実績について、別記様式第2号により事業実績報告書を作成し、信用基金 の当該事業年度終了後3か月以内に農林水産大臣に報告するものとする。
- 2 第3の2の事業を行う基金協会は、当該事業が完了するまで毎事業年度、別記様式第3号により事業実績報告書を作成し、当該事業年度終了後2か月以内に地方農政局長に提出するものとする。

### 第6 事業実施計画の変更

- 1 第3の2の事業を行う基金協会は、第4の事業実施計画に重要な変更をしよ うとする場合は、あらかじめ別記様式第4号による事業実施計画変更承認申請 書を地方農政局長に提出して承認を受けなければならない。
- 2 前項の「重要な変更」は、補助金の 30%を超える増減の事業内容の変更と する。

### 第7 国の助成

- 1 国は、第3の1の事業について、予算の範囲内において、農業信用保険事業 交付金交付要綱(平成17年4月13日付け16経営第8867号農林水産事務次官 依命通知)に定めるところにより、第3の1の事業の実施に必要な経費につい て交付金を交付するものとする。
- 2 国は、第3の2の事業について、予算の範囲内において、農業経営金融支援 対策費補助金交付要綱(平成20年10月16日付け20経営第4071号農林水産 事務次官依命通知)に定めるところにより、第3の2の事業の実施に必要な経 費について補助金を交付するものとする。

### 第8 交付金及び補助金の管理

- 1 信用基金は、第7の1の規定により交付を受けた交付金については、第3の 1の事業以外の事業により交付を受けた交付金と区別して管理しなければな らない。
- 2 信用基金は、第7の1の規定により交付を受けた交付金についての帳簿等を備え、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由ごとに区別して収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 3 信用基金は、前項の収入及び支出についての証拠書類について整備し、前項 の帳簿等とともに当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5 年間整備保管しなければならない。
- 4 信用基金は、第7の1の規定により交付を受けた交付金について、独立行政 法人通則法(平成11年法律第103号)第47条各号及び平成15年9月30日財 務省・農林水産省告示第35号(独立行政法人通則法第47条第1号及び第2号 の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信 用保証業務及び漁業信用保険業務に係る主務大臣の指定する有価証券及び金 融機関を指定する件)に規定する方法により管理するものとする。
- 5 基金協会は、第7の2の規定により交付を受けた補助金については、第3の

2の(2)の事業以外の事業により交付を受けた補助金と区別して管理しなければならない。

- 6 基金協会は、第7の2の規定により交付を受けた補助金についての帳簿等を備え、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由ごとに区別して第3の2の各事業ごとに区別して収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 7 基金協会は、前項の収入及び支出について、農林畜水産業関係補助金等交付 規則(昭和31年農林省令第18号)第3条第4号に基づき、その支出内容の証 拠書類について第3の2の各事業ごとに区別して整備し、前項の帳簿等ととも に当該事業の完了する日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管 しなければならない。
- 8 基金協会は、第7の2の規定により交付を受けた補助金(第3の2の(2) の事業のために交付を受けた補助金に限る。)について、次の方法により管理 するものとする。
- (1)農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第3号の事業を 行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫若しくは銀行への預 金又は金銭信託
- (2)昭和41年7月25日大蔵省・農林省告示第1号(国債証券、地方債証券又は農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号)第9条第2号の規定に基づき、同号の主務大臣の定める有価証券を指定する等の件)に定める有価証券の保有

### 第9 国庫への返還

- 1 信用基金は、第3の1の事業が完了したときにおいて、交付した交付金に残額(第8の4の規定に基づく管理の結果生じた運用益を含む。)が生じた場合には、当該残額を国に返還するものとする。また、信用基金は、第3の1が完了する前であっても、交付金に使用する見込のない額が生じた場合には、当該額を国に返還するものとする。
- 2 基金協会は、第3の2の(2)の事業が完了したときにおいて、補助金に残額(第8の8の規定に基づく管理の結果生じた運用益を含む。)が生じた場合には、当該残額を国に返還するものとする。また、基金協会は、第3の2の(2)の事業が完了する前であっても、補助金に使用する見込のない額が生じた場合には、当該額を国に返還するものとする。

# 第10 指導監督

国及び地方農政局長は、第3の2の事業の実施に関し基金協会に指導監督を 行い、必要な措置を講ずることができるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 農業信用保証保険基盤安定事業交付金交付事業実施要綱 (平成 17 年 4 月 13 日付け 16 経営第 8866 号農林水産事務次官依命通知。以下「旧基盤要綱」という。) は、廃止する。この場合において、平成 26 年度分の農業信用保証保険基盤安定

事業交付金(以下「平成26年度交付金」という。)の保険金の支払財源への充当については、旧基盤要綱第3の(2)及び第4の規定は、なお従前の例による。

- 3 2の規定によりなお従前の例によることとされた旧基盤要綱第3の(2)の規定により、平成26年度交付金の保険金の支払財源への充当をした後に、旧基盤要綱第3の(1)の規定により国から交付を受けた交付金に残額(以下「旧交付金残額」という。)が生じた場合には、当該旧交付金残額は、本要綱第3の1の(1)の農業信用保証保険基盤強化事業交付金の保険金の支払財源に充当するものとする。
- 4 3の規定により旧交付金残額を本要綱の農業信用保証保険基盤強化事業交付金の保険金の支払財源に充当する場合には、旧交付金残額を本要綱第3の1の(1)の農林水産省経営局長が別に定めるところの例により算出される保険金の支払財源に充当した後に、本要綱第7の1の規定により交付を受けた交付金を支払財源に充当するものとする。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日 27 経営第 3296 号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成 28 年 5 月 31 日 28 経営第 650 号)

この要綱は、平成28年5月31日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則 (平成 29 年 3 月 28 日 28 経営第 3097 号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成 30年 3月 28日 29経営第 3509号)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 信用基金及び基金協会がこの要綱の改正前に実施した事業に係るこの要綱の 規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 30年 11月 22日 30経営第 1708号)

- 1 この要綱は、平成30年11月22日から施行する。
- 2 信用基金及び基金協会がこの要綱の改正前に実施した事業に係るこの要綱の 規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日 30 経営第 3048 号)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 信用基金及び基金協会がこの要綱の改正前に実施した事業に係るこの要綱の 規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月10日元経営第2908号)

- 1 この要綱は、令和2年3月10日から施行する。
- 2 信用基金及び基金協会がこの要綱の改正前に実施した事業に係るこの要綱の 規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月31日元経営第3146号)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 信用基金及び基金協会がこの要綱の改正前に実施した事業に係るこの要綱の 規定の適用については、なお従前の例による。

### 別記様式 第1号(第4関係)

令和〇〇年度 農業信用保証保険基盤強化事業実施計画書 (被災農業者等支援対策及び大規模災害被災農業者等支援対策)

> 番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産省経営局長 沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

> 住 所 ○○○農業信用基金協会会長理事 印

農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱第4の規定に基づき、下記のとおり事業を 実施したいので承認を申請する。

記

- 1. 第3の2の(1)の事業
  - (1) 事業の目的
  - (2) 事業実施計画

								<u> </u>	, , , , ,
			融資機関	件数	債務保証 引受	債務保証 平均残高	保証 料率	補助金 相当額	備考
					(見込)額	(a)	(b)	$(a)\times(b)$	
大坦	対象	〇〇 年度							
規模災害	災害	の							
災	害	引受							
害	名								
		計	+						
大担	対 象	〇〇 年度							
規模災害以	災害	の							
災害	害名	引受							
一以	41								
外		計	+						
		合 言	+						

- (注1) 本表は、事業実施年度ごとに記載することとし、該当がない年度については記載を省略すること。
- (注2) 融資機関の欄には、農業協同組合、銀行、信用金庫、信用協同組合等の別 を記載すること。
- (注3) 債務保証平均残高の欄は、事業実施期間のうち該当年度に係る各月末の保 証残高から算出した平均残高とする。
- (注4) 保証料率欄は各基金協会が定める保証料率とする。なお、保証料率に区分がある場合はそれぞれの区分ごとに記載すること。
- (注5) 大規模災害については、第2の2の要件として農林水産省経営局金融調整 課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由を記載すること。
- (注6) 大規模災害に係る〇〇年度の引受については、実質無担保無保証人で引き 受けた債務保証と有担保有保証人で引き受けた債務保証に区分して記載し、 備考欄に無担、有担を記載すること。
- (注7) (注6) において備考欄に無担と記載した保証料率(b)の欄については、基金協会が定める有担保有保証人で引き受ける場合に適用する保証料率を記

載すること。

- (3) 事業の完了予定年月日
- 2. 第3の2の(2)の事業
  - (1) 事業の目的
  - (2) 事業実施計画

(単位:件、千円)

		保証列	浅高見込	求償権	求償権償	(A)又は(B)	補助金	
		件数	金額	償却	却見込	のいずれ	相当額	備考
				見込額	上限額(B)	か低い額		
					(a)×推定事故率			
			(a)	(A)	x(100%·推定回収率)	(C)	(C)×3 割	
対象	0							
災害名	年度							

- (注1) 保証残高見込の欄は、基金協会が引き受ける農業近代化資金の保証引受見 込件数及び金額の当該事業年度末における保証残高見込件数及び金額とす る。
- (注2) 求償権償却見込額(A)の欄は、基金協会において算出する求償権償却見込額 を記載し、その算出根拠を下記(4)に記載するものとする。
- (注3) 求償権償却見込上限額 (B) の欄は、本実施要綱第3の2の(2) の①に 定める(算式)により算出した額を記載すること。
  - (3) 事業の完了予定年月日
  - (4)(2)事業実施計画内の(A)の算出根拠
- (注) (A)の額を算出した考え方及びその算出に際し採用したデータの根拠を記載すること。
- 3. 第3の2の(3)の事業
  - (1) 事業の目的
  - (2) 事業実施計画

		融資機関	件数	债務保証 引受 (見込)額	債務保証 平均残高 (a)	無担 保証 料率 (b)	有担 保証 料(c)	補助金 相当額 (a)×((b)-(c))	備考
対象 災害 名	年度の								
	引受								
	計								
	合	計							

- (注1) 本表は、事業実施年度ごとに実質無担保無保証人で引き受けた債務保証の みを記載すること。
- (注2) 融資機関の欄には、農業協同組合、銀行、信用金庫、信用協同組合等の別 を記載すること。
- (注3) 債務保証平均残高(a)の欄は、事業実施期間のうち当年度に係る各月末の保証残高から算出した平均残高とする。
- (注4) 無担保証料率(b)及び有担保証料率(c)の欄は、各基金協会が定める無担保無保証人で引き受けた場合に使用する保証料率と有担保有保証人で引き受ける場合に使用する保証料率をそれぞれ記載すること。

- (3) 事業の完了予定年月日
- (注) 第3の2の(2)及び(3)の事業を実施しない基金協会にあっては、タイトル中「及び大規模災害被災農業者等支援対策」、1の(2)中大規模災害に係る記載並びに2及び3については省略すること。

別記様式 第2号(第5の1関係)

令和○○年度 農業信用保証保険基盤強化事業実績報告書 (大規模災害被災農業者等支援対策)

農林水産大臣 殿

> 住 独立行政法人農林漁業信用基金理事長 氏名 印

農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱第5の1の規定に基づき、下記のとおり報 告する。

記

- 1. 第3の1の事業 (1) 事業の実績
  - - ① 保険の引受け

(単位:件、千円)

						1 4 /
		保険	食価額残高	求償権償却見込額	交付金相当額	
		件数	金額(A)	(B)		備考
				(A)×推定事故率×(100%-推定回	(B)×7 割	
				収率)		
対象	00					
災害	年度					
名	引受					

- 保険価額残高金額(A)の欄は、本実施要綱第3の2の(2)の事業を行う基 (注1) 金協会の保証残高の合計額を記載すること。
- 求償権償却見込額(B)の欄は、本実施要綱第3の1の①に定める(算式) (注2) により算出した額とし、第3の2の(2)の事業を行う基金協会の求償権償 却見込額または求償権償却見込上限額のいずれか低い額を記載すること。
  - 2 求償権償却(見込)額

(単位:件、円)

		保 ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( ( (	求償権	<b>末</b>	<b>č</b> 償権		求償	権償却	
	件数	価額	償却	件	残高	計	累計	累計額	備考
			見込額	数			件数		
		(A)	(a)		(b)	(a)+(b)			
00									
年度末									
計									

- 本表は、事業の完了までの間の各年度末における項目の額等を記載するこ (注1)
- 求償権償却見込額(a)の欄は、毎年度末の保険価額残高(A)に交付金の算 (注2) 出に用いた事故率及び100%-回収率を乗じた額を記載すること。
- (注3) 求償権償却累計件数及び累計額は、事業開始からの求償権償却件数及び金 額の累計を記載すること。
  - 交付金残高表 (3)

(単位:円)

交付年度	交付額	前年度末 残高 (A)	今年度 使用額 (B)	年度末交付金残額 (A)-(B)	今年度末 使用累計額
〇〇年度					
〇〇年度					
合 計					

- (2) 事業の完了予定年月日
- (3)添付書類

実施要綱第8の2に規定する帳簿(写)及び帳簿に記載する支出内容の証拠書類

別記様式 第3号(第5の2関係)

令和○○年度 農業信用保証保険基盤強化事業実績報告書 (被災農業者等支援対策及び大規模災害被災農業者等支援対策)

> 番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

【北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産省経営局長 沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長】

> 住 所 ○○○農業信用基金協会会長理事

印

農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱第5の2の規定に基づき、下記のとおり事業を実施したので実績を報告する。

記

### 1. 第3の2の(1)の事業

(1) 事業の実績

								<u> </u>	1/ /0/
			融資機関	件数	債務保証 引受額	債務保証 平均残高 (a)	保証 料率	補助金 相当額 (a)×(b)	備考
1			1			(a)	(b)	ı (a)∧(b)	
大担	対象	〇〇 年度							
大規模災害	災	の							
災害	災害名	引受							
	~H								
		言	<b>†</b>						
大坦	対 象	年度							
模	災	の							
災害	災害名	引受							
大規模災害以外	扣								
外		<b>=</b>	+						
		合 詢	<del> </del>						

- (注1) 本表は、事業実施年度ごとに記載することとし、該当がない年度について は記載を省略すること。
- (注2) 融資機関の欄には、農業協同組合、銀行、信用金庫、信用協同組合等の別 を記載すること。
- (注3) 債務保証平均残高の欄は、事業実施期間のうち該当年度に係る各月末の保 証残高から算出した平均残高とする。
- (注4) 保証料率欄は各基金協会が定める保証料率とする。なお、保証料率に区分がある場合はそれぞれの区分ごとに記載すること。
- (注5) 大規模災害については、第2の2の要件として農林水産省経営局金融調整 課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由を記載すること。
- (注6) 大規模災害に係る○○年度の引受けの欄については、実質無担保無保証人で引き受けた債務保証と有担保有保証人で引き受けた債務保証に区分して記載し、備考欄に無担、有担を記載すること。
- (注7) (注6) において備考欄に無担と記載した保証料率(b)の欄については、基金協会が定める有担保有保証人で引き受ける場合に適用する保証料率を記載すること。

- 軽微な変更があった場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書き (注8) で上段に記載すること。
  - (2) 事業の完了年月日
  - (3)添付書類

債務保証平均残高の算出根拠が確認できる資料(農業経営金融支援対策費補 助金交付要綱(平成20年10月16日付け20経営第4071号農林水産事務次官依 命通知)別記様式第10号(第12の1関係)の実績報告書の添付書類で確認で きる場合は不要)

- 2. 第3の2の(2)の事業
  - (1) 事業の実績
    - ① 保証の引受け

(単位:件、千円)

			証残高	求償権	求償権償	(A)又は	補助	
		件数	金額	償却	却見込	(B)のいず	金額	備考
				見込額	上限額	れか低い		
				, ,	(B)	額		
			(a)	(A)	(a)×推定事故率	(C)	(C)×3 割	
					x(100%·推定回収率)			
対	00							
象	年度							
象災害								
害								
名								

- 保証残高の欄は、基金協会が引き受ける農業近代化資金の保証引受件数及 (注1) び金額の当該事業年度末における保証残高件数及び額を記載すること。 求償権償却見込額(A)の欄は、基金協会において算出する求償権償却見込額
- (注2) を記載し、その算出根拠を下記(3)に記載すること。
- 求償権償却見込上限額(B)の欄は、本実施要綱第3の2の(2)の①に定め (注3) る(算式)により算出した額を記載すること。 軽微な変更があった場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書き
- (注4) で上段に記載すること。
  - ② 求償権償却(見込)額

(単位:件、円)

		保証 残高	求償権	求	償権		求償	権償却	
	件数	残高	償却	件数	残高	計	累計	累計額	備考
			見込額				件数		
		(A)	(a)		(b)	(a)+(b)			
0									
年度末									
計									
рl									

- 本表は、事業の完了までの間の各年度末における項目の額等を記載するこ (注1)
- (注2) 求償権償却見込額(a)の欄は、毎年度末の保険価額残高(A)に補助金の算 出に用いた事故率及び100%-回収率を乗じた額を記載すること。
- 求償権償却累計件数及び累計額は、事業開始からの求償権償却件数及び金 (注3) 額の累計を記載すること。
  - ③ 補助金

(甾位・田)

				(	<u> </u>
交付年度	補助金額	前年度末	今年度	年度末補助金残額	今年度末
		残高	使用額		使用
		(A)	(B)	(A)-(B)	累計額
○○年度					

○○年度			
合 計			

- (2) 事業の完了予定年月日
- (3)(1)の①保証の引受内の(A)の算出根拠
- (注) (A)の額を算出した考え方及びその算出に際し採用したデータの根拠を記載すること。
- 3. 第3の2の(3)の事業
  - (1) 事業の実績

(単位:件、円、%)

		融資機関	件数	債務保証 引受額	債務保証 平均残高	無担 保証	有担保証	補助金 相当額	備考
			11 30	77 文 版		料率	料率	10 - 10	VIII 3
					(a)	(b)	(c)	(a)×((b)-(c))	
対象災害	() () ()								
次 音   名	年度の								
	引受								
	計								
	合言	+							

- (注1) 本表は、事業実施年度ごとに実質無担保無保証人で引き受けた債務保証の みを記載すること。
- (注2) 融資機関の欄には、農業協同組合、銀行、信用金庫、信用協同組合等の別 を記載すること。
- (注3) 債務保証平均残高(a)の欄は、事業実施期間のうち当年度に係る各月末の保証残高から算出した平均残高とする。
- (注4) 無担保証料率(b)及び有担保証料率(c)の欄は、各基金協会が定める無担保無保証人で引き受けた場合に適用する保証料率と有担保有保証人で引受けた場合に適用する保証料率をそれぞれ記載すること。
- (注5) 軽微な変更があった場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
  - (2) 事業の完了年月日
  - (3)添付書類

債務保証平均残高の算出根拠が確認できる資料(農業経営金融支援対策費補助金交付要綱(平成20年10月16日付け20経営第4071号農林水産事務次官依命通知)別記様式第10号(第12の1関係)の実績報告書の添付書類で確認できる場合は不要)

(注) 第3の2の(2)及び(3)の事業を実施しない基金協会にあっては、タイトル中「及び大規模災害被災農業者等支援対策」、1の(2)中大規模災害に係る記載並びに2及び3については省略すること。

別記様式 第4号(第6の1関係)

令和〇〇年度 農業信用保証保険基盤強化事業実施計画変更承認申請書 (被災農業者等支援対策及び大規模災害被災農業者等支援対策)

> 番 号 年 月 日

○○農政局長 殿

北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産省経営局長沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

住 所 ○○○農業信用基金協会会長理事 印

令和 年 月 日付け 第 号で承認の通知があった本事業の事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱第6の1の規定に基づき承認を申請する。

記

- 1. 第3の2の(1)の事業
  - (1) 計画変更理由
  - (2) 変更後事業実施計画

(十四・川、川、							, , , ,		
			融資機関	件数	債務保証 引受 (見込)額	債務保証 平均残高 (a)	保証 料率 (b)	補助金 相当額 (a)×(b)	備考
	ᆚᇍᆚ				(允 处) 银	(a)	(0)	(a) \ (b)	
大	対								
規	象	年度							
模	災	の							
規模災害	害名	引受							
害	名								
	計								
		Ī	Τ						
大	対	00							
規	象	年度							
模	災	の							
規模災害以	害	引受							
害	名								
以									
外		言	+						
合 計									

- (注1) 本表は、事業実施年度ごとに記載することとし、該当がない年度について は記載を省略すること。
- (注2) 融資機関の欄には、農業協同組合、銀行、信用金庫、信用協同組合等の別 を記載すること。
- (注3) 債務保証平均残高の欄は、事業実施期間のうち該当年度に係る各月末の保 証残高から算出した平均残高とする。
- (注4) 保証料率欄は各基金協会が定める保証料率とする。なお、保証料率に区分がある場合はそれぞれの区分ごとに記載すること。
- (注5) 大規模災害については、第2の2の要件として農林水産省経営局金融調整 課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由を記載すること。
- (注6) 大規模災害に係る○○年度の引受けの欄については、実質無担保無保証人 で引き受けた債務保証と有担保有保証人で引き受けた債務保証に区分して 記載し、備考欄に無担、有担を記載すること。

- (注7) (注6) において備考欄に無担と記載した保証料率(b)の欄については、基金協会が定める有担保有保証人で引き受ける場合に適用する保証料率を記載すること。
  - (3) 事業の完了予定年月日
- 2. 第3の2の(2)の事業
  - (1) 計画変更理由
  - (2)変更後事業実施計画

(単位:件、千円)

							( 1 <u>1</u> - 1 1 (	1 1 7 /
	保証残高見込		求償権	求償権償	(A)又は	補助金		
		件数	金額	償却	却見込	(B)のいず	相当額	備考
				見込額	上限額	れか低い		
					(B)	額		
					(a)×推定事故率			
			(a)	(A)	x(100%·推定回収率)	(C)	(C)×3 割	
対	00							
象	年度							
災								
災害								
名								

- (注1) 保証残高見込の欄は、基金協会が引き受ける農業近代化資金の保証引受見 込件数及び額の当該事業年度末における保証残高見込件数及び額を記載す ること。
- (注2) 求償権償却見込額(A)の欄は、基金協会において算出する求償権償却見込額 を記載し、その算出根拠を下記(4)に記載すること。
- (注3) 求償権償却見込上限額の欄は、本実施要綱第3の2の(2)の①に定める (算式)により算出した額を記載すること。
  - (3) 事業の完了予定年月日
  - (4)(2)事業実施計画内の(A)の算出根拠
- (注) (A)の額を算出した考え方及びその算出に際し採用したデータの根拠を記載する こと。
- 3. 第3の2の(3)の事業
  - (1) 計画変更理由
  - (2) 変更後事業実施計画

		融資機関	件数	債務保証 引受 (見込)額	債務保証 平均残高 (a)	無担 保証 料率 (b)	有担 保証 (c)	補助金 相当額 (a)×((b)-(c))	備君
対象災害	年度								
名	<del>一万</del>								
	引受								
計									
合計									

- (注1) 本表は、事業実施年度ごとに実質無担保無保証人で引き受けた債務保証の みを記載すること。
- (注2) 融資機関の欄には、農業協同組合、銀行、信用金庫、信用協同組合等の別 を記載すること。

- (注3) 債務保証平均残高の欄は、事業実施期間のうち当年度に係る各月末の保証 残高から算出した平均残高を記載すること。
- (注4) 無担保証料率(b)及び有担保証料率(c)の欄は、各基金協会が定める無担保無保証人で引き受けた場合に適用する保証料率と有担保有保証人で引き受けた場合に適用する保証料率をそれぞれ記載すること。
  - (3) 事業の完了予定年月日
- (注1) 変更のあった事業についてのみ記載し、他の事業については省略すること。
- (注2) 第3の2の(2)及び(3)の事業を実施しない基金協会にあっては、タイトル中「及び大規模災害被災農業者等支援対策」、1の(2)中大規模災害に係る記載並びに記の2及び3については省略すること。

# 別表

対象要件	補助対象期間	対象保証枠
1 農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件	保証当初5年間	10億円
を満たす者に対して融通された農業近代化資金であ		
って、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの		
間に基金協会の保証契約が締結されたもの		
2 農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件	保証当初5年間	10億円
を満たす者に対して融通された農業近代化資金であ		
って、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの		
間に基金協会の保証契約が締結されたもの		
3 農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件	保証当初5年間	10億円
を満たす者に対して融通された農業近代化資金であ		
って、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの		
間に基金協会の保証契約が締結されたもの		
4 農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件	保証当初5年間	10億円
を満たす者に対して融通された農業近代化資金であ		
って、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの		
間に基金協会の保証契約が締結されたもの		
5 農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件	保証当初5年間	10億円
を満たす者に対して融通された農業近代化資金であ		
って、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの		
間に基金協会の保証契約が締結されたもの		
6 農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件	保証当初5年間	10 億円
を満たす者に対して融通された農業近代化資金であ		
って、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの		
間に基金協会の保証契約が締結されたもの		